

保険業法施行規則第五十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき保険業法第一百三十条各号に掲げる額に係る細目その他の保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況を理解する上で参考となるべき事項等について金融庁長官が別に定める件

(保険会社及びその子会社等並びに保険持株会社及びその子会社等の保険金等の支払能力の充実の状況に係る開示事項)

第三条 規則第五十九条の三第一項第三号ハに規定する保険業法第一百三十条各号に掲げる額に係る細目その他の保険会社及びその子会社等の保険金等の支払能力の充実の状況を理解する上で参考となるべき事項として金融庁長官が定めるもの並びに規則第二百十条の十の二第一項第四号ハに規定する保険業法第二百七十一条の二十八の二各号に掲げる額に係る細目その他の保険会社及びその子会社等の保険金等の支払能力の充実の状況を理解する上で参考となるべき事項として金融庁長官が定めるものは、定量的な開示事項及び定性的な開示事項とする。

2 前項の定量的な開示事項は、次の各号に定める事項とし、当該各号に定める様式により作成するものとする。

- 一 直近の二事業年度におけるソルベンシー・マージン比率並びに適格資本の額及び所要資本の額 別紙様式第一号（連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には、別紙様式第一号の二）
- 二 直近の二事業年度における適格資本の額の構成に関する事項 別紙様式第二号
- 三 直近の二事業年度における所要資本の額の構成に関する事項 別紙様式第三号
- 四 経済価値ベースのバランスシートに関する事項 別紙様式第四号の三（連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には、別紙様式第四号の四）
- 五 有価証券の種類別の経済価値評価額に関する事項 別紙様式第五号の三
- 六 保険負債の商品別差異調整に関する事項 別紙様式第六号
- 七 ソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の感応度分析に関する事項 別紙様式第七号
- 八 適格資本の額及び所要資本の額の変動要因分析に関する事項 別紙様式第八号

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 連結の範囲に関する次に掲げる事項
 - イ 連結ベースの計算における連結の範囲又は持分法の適用の範囲について、連結貸借対照表における連結の範囲又は持分法の適用の範囲から変更した場合における当該変更の内容（連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には、その旨及び控除合算手法を適用している子会社の名称を含む。）

ロ 子会社化直後の特例手法を用いている場合には、その旨及び前条第三項第一号イ(4)(i)及び(ii)に掲げる事項

二 前条第三項第一号ロからホまでに掲げる事項及び同項第二号に掲げる事項（ソルベンシー・マージン比率告示第八十条（同告示第八十五条において読み替えて準用する場合を含む。）に定める届出をした場合にあっては、前条第三項第一号ハ(3)(i)に掲げる事項については、連結の範囲に含まれる生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社ごとに、前条第三項第一号ハ(4)(i)に掲げる事項については、連結の範囲に含まれる損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数採用社ごとに記載するものとする。）

4 保険会社が子会社株式に係る特例手法に基づき単体ベースの計算を行い、当該計算結果を当該保険会社の連結ベースの計算結果としている場合にあっては、前二項の規定にかかわらず、第二項の定量的な開示事項及び第三項の定性的な開示事項は、前条第二項の定量的な開示事項及び前条第三項の定性的な開示事項をもって代えるものとする。

附 則

第二条 第二条第二項第八号、同条第三項第一号ホ（第三条第三項第二号の規定により準用する場合を含む。）及び第三条第二項第八号に掲げる事項については、令和八年三月三十一日までに終了する事業年度に係る説明書類においては、記載することを要しない。

(別紙様式第一号)

(単位：百万円、%)

要約			
項目	イ	ロ	ハ
	前期末	当期末	増減
適格資本の額(A)			
所要資本の額(B)			
ソルベンシー・マージン比率 ((A)／(B))			

(記載上の注意)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- 1 表題の「要約」については、単体ベースの計算結果の開示に当たって、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いていない場合には、「要約（単体ベース）」と、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いている場合には、「要約（単体ベース・子会社株式に係る特例手法適用）」とそれぞれ読み替えること。また、連結ベースの計算結果の開示に当たっては、「要約（連結ベース）」と読み替えること。
- 2 連結ベースの計算結果の開示に当たっては、前事業年度の末日時点における連結ベースの計算に控除合算手法を用いた場合には、イ欄の「前期末」の数値は控除合算手法を用いて算出したものである旨を注記すること。
- 3 イ欄の「前期末」が令和八年三月三十一日前となる場合には、当該イ欄の「前期末」及びハ欄の「増減」を記載することを要しない。

(別紙様式第一号の二)

(第一面)

(単位：百万円、%)

要約（連結ベース・控除合算手法適用）			
項目	イ	ロ	ハ
	前期末	当期末	増減
適格資本の額(A)			
所要資本の額(B)			
ソルベンシー・マージン比率 ((A)/(B))			

(記載上の注意)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- 1 連結ベースの計算結果の開示に当たっては、前事業年度の末日時点における連結ベースの計算に控除合算手法を用いていない場合には、イ欄の「前期末」の数値は控除合算手法を用いずに算出したものである旨を注記すること。
- 2 イ欄の「前期末」が令和八年三月三十一日前となる場合には、当該イ欄の「前期末」及びハ欄の「増減」を記載することを要しない。

(第二面)

(単位：百万円、%)

ソルベンシー・マージン比率の算出に当たり適用された控除合算手法に係る調整係数及びその決定の基礎となった控除合算手法を用いずに計算した場合のソルベンシー・マージン比率等			
項目	イ	ロ	ハ
	前期末	当期末	増減
ソルベンシー・マージン比率の算出に当たり、控除合算手法適用子会社の所要資本の額に乗じた調整係数			
控除合算手法を用いずに計算した適格資本の額(A)			
控除合算手法を用いずに計算した所要資本の額(B)			
控除合算手法を用いずに計算したソルベンシー・マージン比率 ((A)／(B))			

(記載上の注意)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- 1 「ソルベンシー・マージン比率の算出に当たり、控除合算手法適用子会社の所要資本の額に乗じた調整係数」の項には、第一面に記載したソルベンシー・マージン比率の算出に当たり適用された控除合算手法に係る調整係数を記載すること。
- 2 「控除合算手法を用いずに計算した適格資本の額」の項には、控除合算手法に係る調整係数の決定のために用いられた、控除合算手法を用いずに計算した場合のソルベンシー・マージン比率の算出の基礎となった適格資本の額（イ欄及びロ欄）並びに当該額の前事業年度の末日時点から当事業年度の末日時点にかけての増減額（ハ欄）を記載すること。
- 3 「控除合算手法を用いずに計算した所要資本の額」の項には、控除合算手法に係る調整係数の決定のために用いられた、控除合算手法を用いずに計算した場合のソルベンシー・マージン比率の算出の基礎となった所要資本の額（イ欄及びロ欄）並びに当該額の前事業年度の末日時点から当事業年度の末日時点にかけての増減額（ハ欄）を記載すること。
- 4 「控除合算手法を用いずに計算したソルベンシー・マージン比率」の項には、控除合算手法に係る調整係数の決定のために用いられた、控除合算手法を用いずに計算した場合のソルベンシー・マージン比率（イ欄及びロ欄）並びに当該ソルベンシー・マージン比率の前事業年度の末日時点から当事業年度の末日時点にかけての増減（ハ欄）を記載すること。
- 5 前事業年度の末日時点における連結ベースの計算に控除合算手法を用いていない場合には、当

該イ欄の「前期末」及びハ欄の「増減」を記載することを要しない。この場合において、これらの欄を削除せず、「－」を記載するとともに、前事業年度の末日時点における連結ベースの計算に控除合算手法を用いていない旨を注記すること。

- 6 前事業年度の末日時点又は当事業年度の末日時点のいずれかにおけるソルベンシー・マージン比率の算出において、ソルベンシー・マージン比率告示附則第十二条の規定に基づき、同告示第百八十二条の規定にかかわらず、控除合算手法に係る調整係数を1.5としている場合には、当該調整係数を1.5としている事業年度について、「控除合算手法を用いずに計算した適格資本の額」、「控除合算手法を用いずに計算した所要資本の額」及び「控除合算手法を用いずに計算したソルベンシー・マージン比率」の項を記載することを要しない。この場合において、当該事業年度について同条の規定に基づき調整係数を1.5としている旨を注記すること。

- 7 イ欄の「前期末」が令和八年三月三十一日前となる場合には、当該イ欄の「前期末」及びハ欄の「増減」を記載することを要しない。

(別紙様式第二号)

(単位：百万円)

適格資本の額の構成		
項目	イ	ロ
	前期末	当期末
Tier 1 適格資本の額 ((B)－(C)) (A)		
Tier 1 適格資本に係る基礎項目の額 (B)		
算入制限のないTier 1 資本調達手段の額		
算入制限のあるTier 1 資本調達手段の額		
資本調達手段以外のTier 1 適格資本の額		
剰余金等の額又は利益剰余金等の額		
資本剰余金 (Tier 2 適格資本に算入されるものを除く) の額		
その他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の額		
その他の拠出金等の額		
非支配株主持分 (上限適用後) の額		
経済価値ベースの調整額		
Tier 1 適格資本に係る調整項目の額 (C)		
無形固定資産 (繰延税金負債相殺後) の額		
繰延税金資産の額		
前払年金費用又は退職給付に係る資産 (繰延税金負債相殺後) の額		
他の金融機関等が意図的に保有しているTier 1 資本調達手段の額		
自己のTier 1 資本調達手段への投資の額		
不適格再保険資産の額		
処分制約のある資産のうち関連する負債と所要資本を上回る額		
Tier 2 適格資本の額 ((E)－(F)－(G)) (D)		
Tier 2 適格資本に係る基礎項目の額 (E)		
Tier 2 資本調達手段の額		
算入制限のあるTier 1 資本調達手段の制限を超過した額		
払込済みTier 2 資本調達手段の額		
払込未済のTier 2 資本調達手段の額		
資本調達手段以外のTier 2 適格資本の額		

Tier 2 資本調達手段の額に含まれる資本調達手段を発行した結果生じた資本剰余金の額		
処分制約のある資産のうちTier 1 適格資本から控除される額		
Tier 2 バスケット（上限適用後）の額		
Tier 2 適格資本に係る調整項目の額（F）		
他の金融機関等が意図的に保有しているTier 2 資本調達手段の額		
自己のTier 2 資本調達手段への投資の額		
Tier 2 適格資本への上限適用による控除の額（G）		
適格資本の額（A）+（D）		

（記載上の注意）

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

1 全般

- (1) 表題の「適格資本の額の構成」については、単体ベースの計算結果の開示に当たって、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いていない場合には、「適格資本の額の構成（単体ベース）」と、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いている場合には、「適格資本の額の構成（単体ベース・子会社株式に係る特例手法適用）」とそれぞれ読み替えること。また、連結ベースの計算結果の開示に当たっては、連結ベースの計算に控除合算手法を用いていない場合には、「適格資本の額の構成（連結ベース）」と、連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には、「適格資本の額の構成（連結ベース・控除合算手法適用）」とそれぞれ読み替えること。
- (2) イ欄の「前期末」が令和八年三月三十一日前となる場合には、当該イ欄の「前期末」を記載することを要しない。

2 Tier 1 適格資本に係る基礎項目

- (1) 「算入制限のないTier 1 資本調達手段の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第三十八条第一項第一号に掲げる額をいう。
- (2) 「算入制限のあるTier 1 資本調達手段の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第三十八条第一項第二号に掲げる額をいう。
- (3) 「剰余金等の額又は利益剰余金等の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第三十九条第一号に定める額及び同条第七号に定める額の合計額をいう。
- (4) 「資本剰余金（Tier 2 適格資本に算入されるものを除く）の額」とは、ソルベンシー・マ

ジン比率告示第三十九条第二号に定める額をいう。

- (5) 「その他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第三十九条第四号に定める額をいう。
- (6) 「その他の拠出金等の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第三十九条第三号に定める額をいう。
- (7) 「非支配株主持分（上限適用後）の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第三十九条第五号に定める額をいう。なお、当該項は、連結ベースの計算結果の開示に当たって記載するものとし、単体ベースの計算結果の開示に当たっては、当該項を削除すること。
- (8) 「経済価値ベースの調整額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第三十九条第六号に定める額をいう。

3 Tier 1 適格資本に係る調整項目

- (1) 「無形固定資産（繰延税金負債相殺後）の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十条第一号イに定める額をいう。
- (2) 「繰延税金資産の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十条第一号ハに定める額をいう。
- (3) 「前払年金費用又は退職給付に係る資産（繰延税金負債相殺後）の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十条第一号ロに定める額をいう。
- (4) 「他の金融機関等が意図的に保有しているTier 1 資本調達手段の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十条第二号に定める額をいう。
- (5) 「自己のTier 1 資本調達手段への投資の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十条第三号に定める額をいう。
- (6) 「不適格再保険資産の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十条第四号に定める額をいう。
- (7) 「処分制約のある資産のうち関連する負債と所要資本を上回る額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十条第五号に定める額をいう。

4 Tier 2 適格資本に係る基礎項目

- (1) 「算入制限のあるTier 1 資本調達手段の制限を超過した額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十二条第一項第一号に定める額をいう。
- (2) 「払込済みTier 2 資本調達手段の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十二条第一項第二号に定める額及び同項第三号に定める額の合計額をいう。
- (3) 「払込未済のTier 2 資本調達手段の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十二条第一項第四号に定める額をいう。

- (4) 「Tier 2 資本調達手段の額に含まれる資本調達手段を発行した結果生じた資本剰余金の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十三条第一号に定める額をいう。
- (5) 単体ベースの計算結果の開示に当たって、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いている場合には、「Tier 2 資本調達手段の額に含まれる資本調達手段を発行した結果生じた資本剰余金の額」の項と「処分制約のある資産のうちTier 1 資本から控除される額」の項の間に行を追加し、「子会社株式に係る特例手法の適用に係る調整額」との名称を付した上で、子会社マージンから、同告示第百七十三条第一号の規定により生じる非支配株主持分の額を控除した額を記載すること。
- (6) 「処分制約のある資産のうちTier 1 適格資本から控除される額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十三条第二号に定める額をいう。
- (7) 「Tier 2 バスケット（上限適用後）の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十三条第三号に定める額をいう。

5 Tier 2 適格資本に係る調整項目

- (1) 「他の金融機関等が意図的に保有しているTier 2 資本調達手段の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十四条第一号に定める額をいう。
- (2) 「自己のTier 2 資本調達手段への投資の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十四条第二号に定める額をいう。

6 Tier 2 適格資本への上限適用による控除

「Tier 2 適格資本への上限適用による控除の額」の項には、ソルベンシー・マージン比率告示第四十一条第一項各号に掲げる額の合計額から、同告示第四章第三節第四款に定めるTier 2 適格資本の調整の額を控除した額（以下「上限適用前のTier 2 適格資本の額」という。）が、同告示第四十一条第二項に定めるTier 2 適格資本の上限額（以下「Tier 2 適格資本の上限額」という。）を上回る場合には、上限適用前のTier 2 適格資本の額とTier 2 適格資本の上限額との差額を記載すること。なお、上限適用前のTier 2 適格資本の額がTier 2 適格資本の上限額を上回らない場合には、当該項には0を記載すること。

7 連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合の特則

連結ベースの計算結果の開示に当たって、当事業年度の末日時点、前事業年度の末日時点又はその両方における連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には、「Tier 2 適格資本への上限適用による控除の額」の項と「適格資本の額」の項の間に「控除合算手法適用子会社の寄与分の額」の項を追加し、「(H)」の記号を付するとともに、「適格資本の額 ((A)+(D))」とあるのは「適格資本の額 ((A)+(D)+(H))」と読み替えること。この場合において、「控除合算手法適用子会社の寄与分の額」の項の控除合算手法を用いている事業年度の欄には、ソルベンシー・マージ

ン比率告示第百七十九条第二項第一号ロに定める額を記載し、「Tier1適格資本の額」から「Tier2適格資本への上限適用による控除の額」までの各項の控除合算手法を用いている事業年度の欄には、ソルベンシー・マージン比率告示第百八十一条に定めるところにより、原則手法適用会社について計算した額を本記載上の注意 1 から 6 までに準じて記載すること。なお、当事業年度の末日時点又は前事業年度の末日時点のいずれかのみにおける連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には、「控除合算手法適用子会社の寄与分の額」の項の控除合算手法を用いていない事業年度の欄には「－」を記載すること。

(別紙様式第三号)

(単位：百万円)

所要資本の額の構成		
項目	イ	ロ
	前期末	当期末
生命保険リスクの額 (A)		
死亡リスクの額		
長寿リスクの額		
罹患及び障害リスクの額		
解約及び失効リスクの額		
経費リスクの額		
マネジメント・アクションの効果の額		
損害保険リスクの額 (B)		
賠償責任保険類似の商品に係るリスクの額		
自動車保険類似の商品に係るリスクの額		
財物保険類似の商品に係るリスクの額		
その他保険に係るリスクの額		
巨大災害リスクの額 (C)		
巨大自然災害リスクの額		
日本における地震に係るリスクの額		
日本における風水災に係るリスクの額		
日本における雪災に係るリスクの額		
外国における巨大自然災害リスクの額		
その他の額		
その他の巨大災害に係るリスクの額		
マネジメント・アクションの効果の額		
市場リスクの額 (D)		
金利リスクの額		
スプレッドリスクの額		
株式リスクの額		
不動産リスクの額		

為替リスクの額		
資産集中リスクの額		
マネジメント・アクションの効果の額		
信用リスクの額 (E)		
オペレーショナル・リスクの額 (F)		
マネジメント・アクションの効果の上限超過額 (G)		
分散効果の額 (H)		
非保険事業に係る所要資本の額 (I)		
所要資本の額（税効果考慮前） ((A)+(B)+(C)+(D)+(E)+(F)+(G) −(H)+(I)) (J)		
所要資本の税効果の額 (K)		
所要資本の額（税効果考慮後） ((J)−(K))		

（記載上の注意）

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

1 全般

- (1) 表題の「所要資本の額の構成」については、単体ベースの計算結果の開示に当たって、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いていない場合には、「所要資本の額の構成（単体ベース）」と、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いている場合には、「所要資本の額の構成（単体ベース・子会社株式に係る特例手法適用）」とそれぞれ読み替えること。また、連結ベースの計算結果の開示に当たっては、連結ベースの計算に控除合算手法を用いていない場合には「所要資本の額の構成（連結ベース）」と、連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には「所要資本の額の構成（連結ベース・控除合算手法適用）」とそれぞれ読み替えること。
- (2) イ欄の「前期末」が令和八年三月三十一日前となる場合には、当該イ欄の「前期末」を記載することを要しない。
- (3) 所要資本を構成する各リスクの額は、それぞれの内訳として掲記している額を、分散効果を考慮した所定の相関係数を用いて統合して算出していること等から、内訳として掲記している額の単純和とは一致しない旨を注記すること。

2 生命保険リスクの額及びその内訳

- (1) 「生命保険リスクの額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十五条第一項第一号イ

- (1)に掲げる生命保険リスクの額をいう。
- (2) 「死亡リスクの額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第五十四条第一号に掲げる死亡リスクの額をいう。
- (3) 「長寿リスクの額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第五十四条第二号に掲げる長寿リスクの額をいう。
- (4) 「罹患及び障害リスクの額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第五十四条第三号に掲げる罹患及び障害リスクの額をいう。
- (5) 「解約及び失効リスクの額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第五十四条第四号に掲げる解約及び失効リスクの額をいう。
- (6) 「経費リスクの額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第五十四条第五号に掲げる経費リスクの額をいう。
- (7) 損害保険会社、損害保険会社及びその子会社等、外国損害保険会社等、特定損害保険業免許を受けた免許特定法人並びに損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等にあつては、生命保険リスクの額に重要性が乏しい場合には、「生命保険リスクの額」の内訳として掲記している「死亡リスクの額」の項から「マネジメント・アクションの効果の額」の項までの記載を省略することができる。この場合（ただし、生命保険リスクの額が0である場合を除く。）において、生命保険リスクの額に重要性が乏しいことから、その内訳の記載を省略している旨を注記すること。

3 損害保険リスクの額及びその内訳

- (1) 「損害保険リスクの額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十五条第一項第一号イ(2)に掲げる損害保険リスクの額をいう。
- (2) 「賠償責任保険類似の商品に係るリスクの額」、「自動車保険類似の商品に係るリスクの額」、「財物保険類似の商品に係るリスクの額」及び「その他保険に係るリスクの額」の項には、ソルベンシー・マージン比率告示第八十九条第一号において計算した額を、同条第二号に定めるところにより、地理的区分別の商品大区分（不動産ローン保証保険及び信用保険を除く。）ごとに統合した額について、それぞれ、「賠償責任保険類似」、「自動車保険類似」、「財物保険類似」及び「その他保険」の商品大区分ごとに同条第四号に定める各地理的区分間の相関係数を用いて統合した額を記載すること。
- (3) 生命保険会社、生命保険会社及びその子会社等、外国生命保険会社等、特定生命保険業免許を受けた免許特定法人並びに生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等にあつては、損害保険リスクの額に重要性が乏しい場合には、「損害保険リスクの額」の内訳として掲記している「賠償責任保険類似の商品に係るリスクの額」の項から「その他保険に係るリ

スクの額」の項までの記載を省略することができる。この場合（ただし、損害保険リスクの額が0である場合を除く。）において、損害保険リスクの額に重要性が乏しいことから、その内訳の記載を省略している旨を注記すること。

4 巨大災害リスクの額及びその内訳

- (1) 「巨大災害リスクの額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十五条第一項第一号イ(3)に掲げる巨大災害リスクの額をいう。
- (2) 「巨大自然災害リスクの額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第九十条第一号に掲げる巨大自然災害リスクの額をいう。ただし、内部モデル手法採用社にあっては、同告示第六章に定めるところにより、内部モデル手法を用いて計算した同章に規定する額をいう。
- (3) 「日本における地震に係るリスクの額」、「日本における風水災に係るリスクの額」、「日本における雪災に係るリスクの額」及び「外国における巨大自然災害リスクの額」の項には、「巨大自然災害リスクの額」の項に記載した額について、それぞれ、日本における地震に係る額、日本における風水災に係る額、日本における雪災に係る額及び外国における巨大自然災害リスクの額に相当する内訳の額を記載すること。「その他の額」には、「巨大自然災害リスクの額」の構成要素のうち、「日本における地震に係るリスクの額」から「外国における巨大自然災害リスクの額」までのいずれにも該当しないものの額を記載すること。
- (4) 「その他の巨大災害に係るリスクの額」の項には、ソルベンシー・マージン比率告示第五章第四節第三款各目に規定する額を、同節第四款に定める相関係数を用いて統合した額を記載すること。
- (5) 生命保険会社、生命保険会社及びその子会社等、外国生命保険会社等、特定生命保険業免許を受けた免許特定法人並びに生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等にあっては、巨大災害リスクの額に重要性が乏しい場合には、「巨大災害リスクの額」の内訳として掲記している「巨大自然災害リスクの額」の項から「マネジメント・アクションの効果の額」の項までの記載を省略することができる。この場合（ただし、巨大災害リスクの額が0である場合を除く。）において、巨大災害リスクの額に重要性が乏しいことから、その内訳の記載を省略している旨を注記すること。

5 市場リスクの額及びその内訳

- (1) 「市場リスクの額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十五条第一項第一号イ(4)に掲げる市場リスクの額をいう。
- (2) 「金利リスクの額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第百一条第一号に掲げる金利リスクの額をいう。
- (3) 「スプレッドリスクの額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第百一条第二号に掲げる

スプレッドリスクの額をいう。なお、当該額が、同告示第百十二条第一号に規定する額である場合には、当該項を「スプレッドリスク（上昇）の額」と読み替え、同条第二号に規定する額である場合には、当該項を「スプレッドリスク（下降）の額」と読み替えること。

- (4) 「株式リスクの額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第百一条第三号に掲げる株式リスクの額をいう。
- (5) 「不動産リスクの額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第百一条第四号に掲げる不動産リスクの額をいう。
- (6) 「為替リスクの額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第百一条第五号に掲げる為替リスクの額をいう。
- (7) 「資産集中リスクの額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第百一条第六号に掲げる資産集中リスクの額をいう。

6 その他の項目

- (1) 「信用リスクの額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十五条第一項第一号イ(5)に掲げる信用リスクの額をいう。
- (2) 「オペレーショナル・リスクの額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十五条第一項第一号イ(6)に掲げるオペレーショナル・リスクの額をいう。
- (3) 「生命保険リスクの額」、「巨大災害リスクの額」及び「市場リスクの額」の項の内訳として掲記している「マネジメント・アクションの効果」の項には、各リスクの額の計算に当たって、マネジメント・アクションの効果を考慮している場合に、当該効果によるそれぞれのリスクの増減額を記載すること。
- (4) 「マネジメント・アクションの効果の上限超過額」の項には、ソルベンシー・マージン比率告示第四十五条第一項第一号ロに規定する額を記載すること。
- (5) 「分散効果の額」の項には、ソルベンシー・マージン比率告示第四十五条第一項第一号イ(1)から(6)までに掲げる額の単純和と、これらの額を同告示第五章第八節に規定する統合方法により計算した額の差額を記載すること。
- (6) 「非保険事業に係る所要資本の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十五条第一項第二号に規定する非保険事業に係る所要資本の額をいう。なお、単体ベースの計算結果の開示に当たって、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いていない場合には、当該項を削除すること。
- (7) 「所要資本の税効果の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十五条第一項第一号ハに規定する所要資本の税効果の額をいう。

7 連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合の特則

連結ベースの計算結果の開示に当たって、当事業年度の末日時点、前事業年度の末日時点又はその両方における連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には、「所要資本の税効果の額」の項と「所要資本の額（税効果考慮後）」の項の間に「控除合算手法適用子会社の寄与分の額」の項を追加し、「(L)」の記号を付すとともに、「所要資本の額（税効果考慮後）((J)-(K))」とあるのは「所要資本の額（税効果考慮後）((J)-(K)+(L))」と読み替えること。この場合において、「控除合算手法適用子会社の寄与分の額」の項の控除合算手法を用いている事業年度の欄には、ソルベンシー・マージン比率告示第百七十九条第二項第二号ロに定める額を記載し、「生命保険リスクの額」から「所要資本の税効果の額」までの各項の控除合算手法を用いている事業年度の欄には、ソルベンシー・マージン比率告示第百八十一条に定めるところにより、原則手法適用会社について計算した額を本記載上の注意 1 から 6 までに準じて記載すること。なお、当事業年度の末日時点又は前事業年度の末日時点のいずれかのみにおける連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には、「控除合算手法適用子会社の寄与分の額」の項の控除合算手法を用いていない事業年度の欄には「－」を記載すること。

(別紙様式第四号の四)

(単位：百万円)

経済価値ベースのバランスシート（連結ベース・控除合算手法適用）							
科目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
	財務会計 ベースの 額	連結の範 囲等に係 る調整の 額（控除 合算手法 の適用に 係るもの を除く）	控除合算 手法の適 用による 控除の額	控除合算手法適用後の額			
				調整後の 財務会計 ベースの 額 (イ＋ロ －ハ)	組替えの 額	評価替え の額	経済価値 ベースの 額 (ニ＋ホ ＋ヘ)
資産の部							
総資産							
現金及び預貯 金							
コールローン							
買現先勘定							
債券貸借取引 支払保証金							
買入金銭債権							
商品有価証券							
金銭の信託							
有価証券							
貸付金							
有形固定資産							
土地							
建物							
リース資産							
建設仮勘定							
その他の有							

形固定資産							
無形固定資産							
ソフトウェア							
のれん							
リース資産							
その他の無形固定資産							
退職給付に係る資産							
繰延税金資産							
再評価に係る繰延税金資産							
貸倒引当金							
投資損失引当金							
その他資産							
特別勘定の資産							
再保険回収額							
負債の部							
総負債							
保険負債（保険契約準備金）							
資産ポートフォリオによって複製可能な保険負債							
現在推計の							

額（保険契約準備金のうち、規制上の準備金に属するものの以外）							
現在推計を超えるマージン（MOCE）の額							
規制上の準備金に属するもの（危険準備金等）							
非保険負債							
その他の規制上の準備金（保険負債に含まれるものを除く）							
その他の準備金							
短期社債							
社債							
新株予約権付社債							
退職給付に係る負債							

(退職給付 引当金)							
役員退職慰 労引当金							
その他の引 当金							
価格変動準 備金							
金融商品取 引責任準備 金							
繰延税金負 債							
再評価に係 る繰延税金 負債							
未払法人税 等							
その他負債							
純資産の部							
純資産							
基金等合計又 は株主資本合 計							
基金又は資 本金							
基金申込証 拠金又は新 株式申込証 拠金							
基金償却積							

立金							
再評価積立金							
基金償却積立金減少差益							
資本剰余金							
剰余金又は利益剰余金							
規制上の準備金							
(-) 自己株式							
自己株式申込証拠金							
その他の包括利益累計額合計(評価・換算差額等合計)							
その他有価証券評価差額金							
繰延ヘッジ損益							
土地再評価差額金							
為替換算調整勘定							
退職給付に係る調整累計額							

在外子会社 等に係る保 険契約準備 金評価差額							
株式引受権							
新株予約権							
非支配株主持 分							
その他							
経済価値ベー スの調整額							

(記載上の注意)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- 1 本様式中に示す科目にかかわらず、特例企業会計基準等適用法人等にあつては、採用する企業会計の基準を明記した上で、その採用する企業会計の基準に従って作成した連結貸借対照表に類するものの科目を用いて、本様式を作成することができる。
- 2 各科目について、イ欄の「財務会計ベースの額」には、連結貸借対照表計上額、ロ欄の「連結の範囲等に係る調整の額（控除合算手法の適用に係るものを除く）」には、連結ベースの計算に当たって、ソルベンシー・マージン比率告示第二章第二節に定めるところにより、連結貸借対照表における連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更等を行ったことによる各科目の増減額、ハ欄の「控除合算手法の適用による控除の額」には、同告示第百八十一条第一項第一号に定めるところにより、控除合算手法適用子会社を除く連結貸借対照表（連結の範囲等調整後）を作成するに当たって行った調整による増減額、ニ欄の「調整後の財務会計ベースの額」には、控除合算手法適用子会社を除く連結貸借対照表計上額として、イ欄及びロ欄の合計額からハ欄の額を控除した額、ホ欄の「組替えの額」には、組替え（この様式において、同告示第百八十一条第一項第二号の規定により準用する同告示第九条に規定するところにより組替えを行うことをいう。）による当該科目の額の増減額、ヘ欄の「評価替えの額」には、評価替え（この様式において、同告示第百八十一条第一項第二号の規定により準用する同告示第十条に規定するところにより評価替えを行うことをいう。）による当該科目の額の増減額、ト欄の「経済価値ベースの額」には、当該科目に係る経済価値評価の額としてニ欄、ホ欄及びヘ欄の額の合計額を記載すること。なお、経済価値

ベースのバランスシートの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載することができる。その他、本記載上の注意において、各欄の記載方法について別途の定めがある場合には、当該定めに従うこと。

- 3 ロ欄の「連結の範囲等に係る調整の額（控除合算手法の適用に係るものを除く）」については、当該欄に計上すべきものがない場合、又は当該欄に計上すべきものの額に重要性が乏しい場合には、当該欄の記載を省略することができる。この場合において、当該欄に計上すべきものの額に重要性が乏しいことにより当該欄の記載を省略する場合には、当該欄に計上すべきものの額についてはホ欄に含めるとともに、その旨を注記すること。
- 4 その他、本様式（注記を除く。）の記載に当たっては、別紙様式第四号記載上の注意2及び4から10までの規定に準じること。この場合において、これらの規定中、「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、「ロ欄」とあるのは「ホ欄」と、「ハ欄」とあるのは「へ欄」と、「ニ欄」とあるのは「ト欄」とそれぞれ読み替えるものとする。なお、同様式記載上の注意6から10までに準じて各欄の記載に当たっては、ソルベンシー・マージン比率告示第百八十一条に基づく原則手法適用会社について計算した額を記載すること。
- 5 別紙様式第四号の三記載上の注意5に準じて注記を行うこと。この場合において、同記載上の注意(2)②に規定する事項を注記するに当たっては、合わせて、控除合算手法を適用している子会社の名称を注記すること。

(別紙様式第五号の三)

(単位：百万円)

有価証券の経済価値評価額に係る明細（連結ベース）	
有価証券	
国債	
地方債	
社債	
株式	
外国証券	
国債	
地方債	
社債	
株式	
その他	
その他の証券	

(記載上の注意)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- 1 表題の「有価証券の経済価値評価額に係る明細（連結ベース）」については、連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には「有価証券の経済価値評価額に係る明細（連結ベース・控除合算手法適用）」と読み替えること。
- 2 各項について、経済価値評価の額を記載すること。
- 3 各項について、特別勘定等に属するものの額を除いた額を記載すること。また、本様式に記載した額は特別勘定等に属するものの額を含まない旨を注記すること。
- 4 連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には、各項に、ソルベンシー・マージン比率告示第百八十一条に定めるところにより、原則手法適用会社について計算した額を記載すること。この場合においては、本様式に記載した額は原則手法適用会社に属するものの額であり、控除合算手法適用子会社に属するものの額を含まない旨を注記すること。

(別紙様式第六号)

(単位：百万円)

保険負債の商品別差異調整						
項目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	財務会計 ベースの 額	再保険の グロスア ップ	非経済前 提の更新	経済前提 の更新	その他	経済価値 ベースの 額（ MOCEの 額を除く ）
保険負債						
生命保険契約等						
個人保険						
個人年金						
団体保険						
団体年金						
上記以外						
損害保険契約等						
未経過責任に係る保険 負債						
財物保険類似						
自動車保険類似						
賠償責任保険類似						
不動産ローン保証保 険						
信用保険						
その他保険						
既経過責任に係る保険 負債						
財物保険類似						
自動車保険類似						

賠償責任保険類似						
不動産ローン保証保 険						
信用保険						
その他保険						
再保険回収額						
生命保険契約等						
個人保険						
個人年金						
団体保険						
団体年金						
上記以外						
損害保険契約等						
未経過責任に係る保険 負債						
財物保険類似						
自動車保険類似						
賠償責任保険類似						
不動産ローン保証保 険						
信用保険						
その他保険						
既経過責任に係る保険 負債						
財物保険類似						
自動車保険類似						
賠償責任保険類似						
不動産ローン保証保 険						
信用保険						
その他保険						

(記載上の注意)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- 1 表題の「保険負債の商品別差異調整」については、単体ベースの計算結果の開示に当たって、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いていない場合には、「保険負債の商品別差異調整（単体ベース）」と、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いている場合には、「保険負債の商品別差異調整（単体ベース・子会社株式に係る特例手法適用）」とそれぞれ読み替えること。また、連結ベースの計算結果の開示に当たっては、連結ベースの計算に控除合算手法を用いていない場合には「保険負債の商品別差異調整（連結ベース）」と、連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には「保険負債の商品別差異調整（連結ベース・控除合算手法適用）」とそれぞれ読み替えること。
- 2 「保険負債」の項のイ欄には、貸借対照表（連結ベースの計算結果の開示に当たっては、連結貸借対照表。以下この様式において同じ。）の負債の部に計上される保険契約準備金の額のうち、ソルベンシー・マージン比率告示第一条第二十五号に規定する額に該当するものの額を除いた額を記載し、「保険負債」の内訳である各項のイ欄には、当該額について、これらの項に掲記する区分ごとの額を記載すること。
- 3 「保険負債」の項のへ欄には、ソルベンシー・マージン比率告示第十一条に規定する経済価値ベースの保険負債の額（ただし、MOCEの額を除く。）を記載し、「保険負債」の内訳である各項のへ欄には、「保険負債」の項のへ欄に記載した額について、これらの項に掲記する区分ごとの額を記載すること。
- 4 「再保険回収額」の項のイ欄には、保険契約を再保険に付した場合において、当該再保険に係る資産を貸借対照表に計上しているときには、その額を記載し、「再保険回収額」の内訳である各項のイ欄には、当該額について、これらの項に掲記する区分ごとの額を記載すること。
- 5 「再保険回収額」の項のへ欄には、再保険回収額（ソルベンシー・マージン比率告示第三章第三節に規定する再保険回収額をいう。以下同じ。）を記載し、「再保険回収額」の内訳である各項のへ欄には、当該額について、これらの項に掲記する区分ごとの額を記載すること。
- 6 各項について、イ欄の額とへ欄の額の差額のうち、ロ欄の「再保険のグロスアップ」には、再保険回収額の計上に起因するものの額、ハ欄の「非経済前提の更新」には、貸借対照表の負債の部に計上される保険契約準備金の額の計算に使用した非経済前提を、当事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に当たって、ソルベンシー・マージン比率告示第三章に定めるところにより、保険負債の経済価値評価の額及び再保険回収額を計算する上で使用した非経済前提に更新したことに起因するものの額、ニ欄の「経済前提の更新」には、貸借対照表の負債の部

に計上される保険契約準備金の額の計算に使用した経済前提（市場において観察可能な変数を基礎として決定する計算前提をいう。以下同じ。）を、当事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に当たって、ソルベンシー・マージン比率告示第三章に定めるところにより、保険負債の経済価値評価の額及び再保険回収額を計算する上で使用した経済前提に更新したことにより、起因するものの額、ホ欄の「その他」には、ロ欄からニ欄のいずれにも該当しない要因によるものの額をそれぞれ記載すること。

- 7 ロ欄の「再保険のグロスアップ」については、当該欄に記載すべき額に重要性が乏しい場合には、当該欄に記載すべき額をホ欄の「その他」に含め、ロ欄の記載を省略することができる。この場合においては、当該欄に計上すべき額については、重要性が乏しいことからホ欄に含めている旨を注記すること。
- 8 生命保険会社、生命保険会社及びその子会社等、外国生命保険会社等、特定生命保険業免許を受けた免許特定法人並びに生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等にあつては、損害保険契約等に係る保険負債の額及び再保険回収額に重要性が乏しい場合には、「保険負債」及び「再保険回収額」のそれぞれの項の内訳である「損害保険契約等」の項の内訳である各項の記載を省略することができる。この場合（ただし、損害保険契約等に係る保険負債の額及び再保険回収額が0である場合を除く。）において、損害保険契約等に係る保険負債の額及び再保険回収額に重要性が乏しいことから、「損害保険契約等」の内訳である各項の記載を省略している旨を注記すること。
- 9 損害保険会社、損害保険会社及びその子会社等、外国損害保険会社等、特定損害保険業免許を受けた免許特定法人並びに損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等にあつては、生命保険契約等に係る保険負債の額及び再保険回収額に重要性が乏しい場合には、「保険負債」及び「再保険回収額」のそれぞれの項の内訳である「生命保険契約等」の項の内訳である各項の記載を省略することができる。この場合（ただし、生命保険契約等に係る保険負債の額及び再保険回収額が0である場合を除く。）において、生命保険契約等に係る保険負債の額及び再保険回収額に重要性が乏しいことから、「生命保険契約等」の項の内訳である各項の記載を省略している旨を注記すること。
- 10 「保険負債」及び「再保険回収額」のそれぞれの項について、「生命保険契約等」の項の内訳として掲記している「個人保険」、「個人年金」、「団体保険」、「団体年金」及び「上記以外」の項については、自社の有する保険契約ポートフォリオに鑑み、適切な名称を付した上で、重要な内訳区分を追加すること。
- 11 「保険負債」及び「再保険回収額」のそれぞれの項について、「損害保険契約等」の項の内訳である「未経過責任に係る保険負債」及び「既経過責任に係る保険負債」の項の内訳として掲記し

ている「財物保険類似」、「自動車保険類似」、「賠償責任保険類似」、「不動産ローン保証保険」及び「信用保険」の項については、各項に計上すべき額に重要性が乏しい場合には、当該項に計上すべき額を「その他保険」の項に含め、当該項の記載を省略することができる。この場合においては、当該欄に計上すべき額については、重要性が乏しいことから「その他保険」の項に含めている旨を注記すること。

- 12 単体ベースの計算結果の開示に当たって、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いている場合には、各項に、ソルベンシー・マージン比率告示第七章第一節に定める方法に基づき認識した子会社株式を発行する会社に属するものを含めた額を記載すること。
- 13 連結ベースの計算結果の開示に当たって、連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には、各項に、原則手法適用会社について計算した額を記載すること。この場合においては、本様式に記載した額は原則手法適用会社に属するものの額であり、控除合算手法適用子会社に属するものの額を含まない旨を注記すること。

(別紙様式第七号)

(単位：％、百万円)

感応度分析								
項目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ
	当期末 の数値	円金利 50ベー シス・ ポイン ト上昇	円金利 50ベー シス・ ポイン ト下降	米ドル 金利50 ベーシ ス・ポ イント 上昇	米ドル 金利50 ベーシ ス・ポ イント 下降	円金利 UFR50 ベーシ ス・ポ イント 下降	株式・ 不動産 10%下 落	為替10 %円高
ソルベン シー・マ ージン比 率								
適格資本 の額								
所要資本 の額								

(記載上の注意)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- 表題の「感応度分析」については、単体ベースの計算結果の開示に当たって、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いていない場合には「感応度分析（単体ベース）」と、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いている場合には「感応度分析（単体ベース・子会社株式に係る特例手法適用）」とそれぞれ読み替えること。また、連結ベースの計算結果の開示に当たって、連結ベースの計算に控除合算手法を用いていない場合には「感応度分析（連結ベース）」と、連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には「感応度分析（連結ベース・控除合算手法適用）」とそれぞれ読み替えること。
- ロ欄の「円金利50ベーシス・ポイント上昇」には、現在推計の額の計算に用いるイールド・カーブの第一区分において、基準日における日本円の市場金利が50ベーシス・ポイントの幅で上方にパラレル・シフトしたものと仮定して計算したソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及

び所要資本の額と、イ欄に記載したソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の差額をそれぞれ記載すること。この場合において、ロ欄に記載する額の計算に当たって、経済価値ベースの保険負債の額及び再保険回収額については、前段の仮定に基づき算出するイールド・カーブを用いて、経済価値ベースの保険負債の額及び再保険回収額以外の金利の変動に対して感応的な資産の額及び負債の額については、当該イールド・カーブと整合的な方法に基づくイールド・カーブを用いて計算すること。

3 ハ欄の「円金利50ベース・ポイント下降」には、現在推計の額の計算に用いるイールド・カーブの第一区分において、基準日における日本円の市場金利が50ベース・ポイントの幅で下方に平行・シフトしたものと仮定して計算したソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額と、イ欄に記載したソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の差額をそれぞれ記載すること。この場合において、ハ欄に記載する額の計算に当たって、経済価値ベースの保険負債の額及び再保険回収額については、前段の仮定に基づき算出するイールド・カーブを用いて、経済価値ベースの保険負債の額及び再保険回収額以外の金利の変動に対して感応的な資産の額及び負債の額については、当該イールド・カーブと整合的な方法に基づくイールド・カーブを用いて計算すること。

4 ニ欄の「米ドル金利50ベース・ポイント上昇」には、現在推計の額の計算に用いるイールド・カーブの第一区分において、基準日におけるアメリカ合衆国通貨の市場金利が50ベース・ポイントの幅で上方に平行・シフトしたものと仮定して計算したソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額と、イ欄に記載したソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の差額をそれぞれ記載すること。この場合において、ニ欄に記載する額の計算に当たって、経済価値ベースの保険負債の額及び再保険回収額については、前段の仮定に基づき算出するイールド・カーブを用いて、経済価値ベースの保険負債の額及び再保険回収額以外の金利の変動に対して感応的な資産の額及び負債の額については、当該イールド・カーブと整合的な方法に基づくイールド・カーブを用いて計算すること。

5 ホ欄の「米ドル金利50ベース・ポイント下降」には、現在推計の額の計算に用いるイールド・カーブの第一区分において、基準日におけるアメリカ合衆国通貨の市場金利が50ベース・ポイントの幅で下方に平行・シフトしたものと仮定して計算したソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額と、イ欄に記載したソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の差額をそれぞれ記載すること。この場合において、ホ欄に記載する額の計算に当たって、経済価値ベースの保険負債の額及び再保険回収額については、前段の仮定に基づき算出するイールド・カーブを用いて、経済価値ベースの保険負債の額及び再保険回収額以外の金利の変動に対して感応的な資産の額及び負債の額については、当該イールド・カーブと整合的

な方法に基づくイールド・カーブを用いて計算すること。

- 6 ヘ欄の「円金利UFR50ベース・ポイント下降」には、日本円について、基準日におけるUFRが50ベース・ポイント低下したものと仮定して計算したソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額と、イ欄に記載したソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の差額をそれぞれ記載すること。この場合において、ヘ欄に記載する額の計算に当たって、経済価値ベースの保険負債の額及び再保険回収額については、前段の仮定に基づき算出するイールド・カーブを用いて計算を行い、経済価値ベースの保険負債の額及び再保険回収額以外の資産の額及び負債の額については、イ欄の額の計算に用いたものを使用すること。
- 7 ト欄の「株式・不動産10%下落」には、基準日における株価及び不動産（この様式において、借地権を含む。）価格が10パーセント下落したものと仮定して計算したソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額と、イ欄に記載したソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の差額をそれぞれ記載すること。この場合において、株式リスク及び不動産リスクの計算の対象となるエクスポージャーであっては、株式及び不動産以外のものについても、当該株価及び不動産価格の下落による影響を考慮すること。
- 8 チ欄の「為替10%円高」には、基準日における日本円の為替レートが10%上昇したものと仮定して計算したソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額と、イ欄に記載したソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の差額をそれぞれ記載すること。
- 9 ロ欄からチ欄までに掲げる各シナリオについて、当該シナリオを適用して計算したソルベンシー・マージン比率と、イ欄に記載したソルベンシー・マージン比率の差の絶対値が1パーセント未満である場合には、その旨を注記した上で、当該シナリオの欄の記載を省略することができる。この場合において、ロ欄からチ欄までの全ての欄の記載を省略するときには、イ欄の記載を省略することができる。
- 10 連結ベースの計算結果の開示に当たって、連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には、各項について、ロ欄からチ欄までに掲げる各シナリオを原則手法適用会社及び控除合算手法適用子会社に適用した場合の額を記載すること。また、各シナリオの適用に当たり、ソルベンシー・マージン比率告示第百八十二条の規定に基づき、控除合算手法に係る調整係数に変更が生じる場合には、当該調整係数の変更を考慮すること。

(別紙様式第八号)

(第一面)

(単位：百万円)

適格資本の額の変動要因分析	
前期末の額	
計算方法の変更	
基準日の変更	
新契約価値	
非経済前提の変更	
円金利の変更	
米ドル金利の変更	
豪ドル金利の変更	
株式・不動産の変更	
為替レートの変更	
その他の経済前提の変更	
Tier 1 適格資本に係る取引	
Tier 2 適格資本に係る取引	
その他の要因	
当期末の額	

(記載上の注意)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- 1 表題の「適格資本の額の変動要因分析」については、単体ベースの計算結果の開示に当たっては、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いていない場合には、「適格資本の額の変動要因分析（単体ベース）」と、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いている場合には、「適格資本の額の変動要因分析（単体ベース・子会社株式に係る特例手法適用）」とそれぞれ読み替えること。また、連結ベースの計算結果の開示に当たっては、連結ベースの計算に控除合算法を用いていない場合には「適格資本の額の変動要因分析（連結ベース）」と、連結ベースの計算に控除合算法を用いている場合には「適格資本の額の変動要因分析（連結ベース・控除合算法適用）」とそれぞれ読み替えること。
- 2 「計算方法の変更」の項には、前事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に

使用した計算方法を、当事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に使用した計算方法に変更したこと（法令の改正による計算方法の変更を含む。）による適格資本の変動額を記載すること。

- 3 「基準日の変更」の項には、前事業年度の末日時点から当事業年度の末日時点まで期間が経過したことで生じる、保険負債の割り戻し、保有する資産の期待収益並びにMOCE及び保証とオプションのコストの開放その他の要因による適格資本の変動額を記載すること。
- 4 「新契約価値」の項には、当事業年度に新たに引き受けた保険契約に係る保険負債の引受時点における経済価値評価の額を記載すること。ただし、損害保険契約等に係る当該額及び損害保険契約等以外の保険契約であって、重要性が乏しいもの若しくは契約期間が一年以下であるものに係る当該額については、「非経済前提の変更」の項に含めることができる。
- 5 「非経済前提の変更」の項には、非経済前提について、前事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に使用したものから、当事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に使用したものに更新したことによる適格資本の変動額を記載すること。なお、前事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算において当事業年度に実現することが期待されていた利益と、当事業年度に実現した利益の差異については、当該項に含めること。
- 6 「円金利の変更」の項には、日本円金利のイールド・カーブについて、前事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に使用したものから、当事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に使用したものに更新したことによる適格資本の変動額を記載すること。
- 7 「米ドル金利の変更」の項には、アメリカ合衆国通貨金利のイールド・カーブについて、前事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に使用したものから、当事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に使用したものに更新したことによる適格資本の変動額を記載すること。
- 8 「豪ドル金利の変更」の項には、オーストラリア通貨金利のイールド・カーブについて、前事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に使用したものから、当事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に使用したものに更新したことによる適格資本の変動額を記載すること。
- 9 「株式・不動産の変更」の項には、株式及び不動産（この様式において、借地権を含む。）の時価について、前事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に使用したものから、当該事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に使用したものに更新したことによる適格資本の変動額を記載すること。
- 10 「為替レートの変更」の項には、為替レートについて、前事業年度の末日時点のソルベンシー

- ・マージン比率の計算に使用したものから、当事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に使用したものに更新したことによる適格資本の変動額を記載すること。
- 11 「その他の経済前提の変更」の項には、経済前提（日本円、アメリカ合衆国通貨及びオーストラリア通貨の金利、株式及び不動産の時価並びに為替レートのいずれにも該当しないものに限る。）について、前事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に使用したものから、当事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に使用したものに更新したことによる適格資本の変動額を記載すること。なお、当該項に記載した額が重要である場合には、当該その他の経済前提の内容を注記すること。
- 12 「Tier 1 適格資本に係る取引」の項には、当期中に行った、株主配当の支払、自己株式の取得、Tier 1 資本調達手段の発行その他のTier 1 適格資本の額を直接増減させる取引による適格資本の変動額を記載すること。
- 13 「Tier 2 適格資本に係る取引」の項には、当期中に行った、Tier 2 資本調達手段の発行その他のTier 2 適格資本の額を直接増減させる取引による適格資本の変動額を記載すること。なお、発行済みのTier 2 資本調達手段について、実質償還期限までの期間が縮小したことによる適格資本への算入額の減少の額については、当該項に含めること。
- 14 「その他の要因」の項には、前事業年度の末日時点から当事業年度の末日時点にかけての適格資本の変動額のうち、他のいずれの項に掲記する要因に区分することも適当でない要因によるものの額を記載すること。この場合において、「その他の要因」に区分した要因による適格資本の変動額が重要である場合には、当該要因の内容を注記すること。
- 15 連結ベースの計算結果の開示に当たって、前事業年度の末日及び当事業年度の末日のいずれにおける連結ベースの計算にも控除合算手法を用いている場合には、「Tier2適格資本に係る取引」と「その他の要因」の間に「控除合算手法適用子会社の寄与分の変動」の項を追加し、ソルベンシー・マージン比率告示第百七十九条第二項第一号ロに定める額の前事業年度の末日時点から当事業年度の末日時点にかけての変動額を記載するとともに、当該項以外の各項については、原則手法適用会社について計算した額を本記載上の注意 2 から14までに準じて記載すること。
- 16 連結ベースの計算結果の開示に当たって、前事業年度の末日における連結ベースの計算に控除合算手法を用い、当事業年度の末日における連結ベースの計算に控除合算手法を用いていない場合には、控除合算手法の適用の廃止による適格資本の変動額については「計算方法の変更」の項に含めること。この場合においては、「計算方法の変更」に記載した額のうち、控除合算手法の適用の廃止による適格資本の変動額を注記すること。
- 17 連結ベースの計算結果の開示に当たって、前事業年度の末日における連結ベースの計算に控除合算手法を用いず、当事業年度の末日における連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場

合には、控除合算手法の適用の開始による適格資本の変動額については「計算方法の変更」の項に含めること。この場合においては、「計算方法の変更」に記載した額のうち、控除合算手法の適用の開始による適格資本の変動額を注記すること。

(第二面)

(単位：百万円)

所要資本の額の変動要因分析				
項目	イ	ロ	ハ	ニ
	前期末	当期末	増減	変動理由
生命保険リスクの額				
損害保険リスクの額				
巨大災害リスクの額				
市場リスクの額				
信用リスクの額				
オペレーショナル・リスク の額				
非保険事業に係る所要資 本の額				

(記載上の注意)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- 1 表題の「所要資本の額の変動要因分析」については、単体ベースの計算結果の開示に当たって、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いていない場合には、「所要資本の額の変動要因分析（単体ベース）」と、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いている場合には、「所要資本の額の変動要因分析（単体ベース・子会社株式に係る特例手法適用）」とそれぞれ読み替えること。また、連結ベースの計算結果の開示に当たっては、連結ベースの計算に控除合算手法を用いていない場合には「所要資本の額の変動要因分析（連結ベース）」と、連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には「所要資本の額の変動要因分析（連結ベース・控除合算手法適用）」とそれぞれ読み替えること。
- 2 「生命保険リスクの額」、「損害保険リスクの額」、「巨大災害リスクの額」、「市場リスクの額」、「信用リスクの額」、「オペレーショナル・リスクの額」又は「非保険事業に係る所要資本の額」とは、それぞれ、ソルベンシー・マージン比率告示第四十五条第一項第一号イ(1)から(6)までに規定する生命保険リスクの額、損害保険リスクの額、巨大災害リスクの額、市場リスクの額、信用リスクの額、オペレーショナル・リスクの額又は同項第二号に規定する非保険事業に係る所要資本の額をいう。

- 3 単体ベースの計算結果の開示に当たって、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いていない場合には、「非保険事業に係る所要資本の額」の項を削除すること。
- 4 各項のニ欄の「変動理由」においては、前事業年度の末日時点から、当事業年度の末日時点にかけての各項の額の変動の要因についての説明を記載すること。なお、各項について、ハ欄の「増減」の額に重要性が乏しい場合には、当該項のニ欄の記載を省略することができる。
- 5 連結ベースの計算結果の開示に当たって、前事業年度の末日時点、当事業年度の末日時点又はその両方における連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には、「非保険事業に係る所要資本の額」の次に「控除合算手法適用子会社の寄与分の額」の項を追加し、ソルベンシー・マージン比率告示第百七十九条第二項第二号ロに定める額の前事業年度の末日時点の額（イ欄）、当事業年度の末日時点の額（ロ欄）、前事業年度の末日時点から当事業年度の末日時点にかけての変動額（ハ欄）及び前事業年度の末日時点から当事業年度の末日時点にかけての変動の要因に係る説明（ニ欄）を記載すること（ただし、前事業年度の末日時点もしくは当事業年度の末日時点のいずれかのみにおいて控除合算手法を用いている場合には、当該項の控除合算手法を用いていない事業年度の欄には0を記載すること。）。この場合において、控除合算手法を用いている事業年度の欄においては、本記載上の注意2の規定にかかわらず、「生命保険リスクの額」、「損害保険リスクの額」、「巨大災害リスクの額」、「市場リスクの額」、「信用リスクの額」、「オペレーショナル・リスクの額」又は「非保険事業に係る所要資本の額」とは、それぞれ、ソルベンシー・マージン比率告示第百八十一条に定めるところにより、原則手法適用子会社について計算した同告示第四十五条第一項第一号イ(1)から(6)までに規定する生命保険リスクの額、損害保険リスクの額、巨大災害リスクの額、市場リスクの額、信用リスクの額、オペレーショナル・リスクの額又は同項第二号に規定する非保険事業に係る所要資本の額をいう。